

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|--|----|
| <p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00016 沿革 (略) <u>平成23年3月30日 一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(外貨建対応特約の対象要件)</p> <p>第9条 貿易代金貸付保険(外貨建対応方式)特約書の対象となる外貨は、<u>以下のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ</u></p> <p>二 <u>2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日 04-制度-00034)(以下「保険料率等規程」という。)別表第6(2)に掲げる外貨に限る。</u></p> <p>第10条 ～ 第11条 (略)</p> <p>(保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第12条 保険料率等規程のII[2]1(1)②に規定する「償還期間」及び(2)②に規定する「貸付前期間」の取扱は、次のとおりとする。</p> <p>(保険料の納付方法)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2年以上案件(本邦通貨又は<u>別表第6(2)に掲げる外貨</u>により償還されるもの)に限り、貿</p> | <p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00016 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(外貨建対応特約の対象要件)</p> <p>第9条 貿易代金貸付保険(外貨建対応方式)特約書の対象となる外貨は、<u>アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。</u></p> <p>第10条 ～ 第11条 (略)</p> <p>(保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第12条 「<u>貿易保険の保険料率等に関する規程</u>」(平成16年7月2日 04-制度-00034。<u>以下「保険料率等規程」という。)</u>のII[2]1(1)②に規定する「償還期間」及び(2)②に規定する「貸付前期間」の取扱は、次のとおりとする。</p> <p>(保険料の納付方法)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2年以上案件(本邦通貨、<u>アメリカ合衆国ドル又はユーロ</u>により償還されるもの)に限り、貿易代金貸付保険包括保険(2年以上)の保険契約の保険料の納入に関する特約書の対象となるものを除く。)に係る保険契</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書の対象となるものを除く。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望する場合は、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。</p> <p>第14条 ～ 第22条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成23年4月1日から実施する。</u></p> | <p>約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望する場合は、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。</p> <p>第14条 ～ 第22条 （略）</p> | |
|--|---|--|